

# けんぽQ&A

## Series 41

Q 介護保険料の納付方法について教えてください。

A まず介護保険は生涯生活していく上で、病気や障害等が原因で介護が必要となったときに、介護をする家族の経済・体力・心の負担を少しでも軽減できるように、40歳以上の方からの保険料援助で賄っています。

介護保険料は、40歳以上の方から保険料を支払って頂いてますが、当健康保険組合に加入されている被保険者および被扶養者に関しては、40歳以上の方から一人ずつではなく、1世帯として（一人分のみ）介護保険料の徴収をしております。（毎月の給料より控除しています）

ただし、当健康保険組合では特定被保険者（40歳以上65歳未満の被扶養者がいる40歳未満または65歳以上の被保険者）の方からも介護保険料を徴収させて頂いております。

例) 被保険者（夫） 66歳 ・ 被扶養者（妻） 60歳

被保険者の方は、ご自身の介護保険料は年金からの天引きで国に納めて、被扶養者の奥様の介護保険料は、健康保険組合に納めなければなりません。